

商品名	スーパー教育ローンN												
ご利用 いただける方	○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満18歳以上65歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○教育施設（保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・専門学校・予備校・短期大学・大学・大学院とします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方、もしくはご本人。 ○当J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他、当J Aが定める条件を満たしている方。												
資金使途	○就学されるご子弟またはご本人の入学金、授業料、学費、アパート家賃等教育に関する全ての資金が対象です。												
契約金額	○10万円以上700万円以内、10万円単位とします。 借入極度額の範囲内であれば何回でもお借入が可能です。												
契約期間	○ご契約日から1年後の応答日の属する月の5日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当J Aがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、満65歳の誕生日以降は、契約更新を行いません。 ○新規貸越可能期間は、対象のご子弟またはご本人の卒業年度末日までとします。												
借入利率	○変動金利とします。 ○お借入後の利率は、当J Aの短期プライムレートを基準金利とし、この基準金利の変更に伴う変動幅と同一幅により変動いたします。 ○変更後の利率適用日は、基準金利の変更日以降、最初に到来する利息支払日より適用されます。 ○お借入利率には、保証料1.35%を含みます。 ○詳細については、当J A窓口へお問い合わせください。												
返済方法	○新規貸越可能期間 お借入金額に対して、お利息（保証料含む）のみ毎月5日（休日の場合は翌営業日）にご返済いただきます。 ○約定返済期間 毎月5日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、契約金額（借入極度額）に応じて返済用貯金口座からの自動引落としによりご返済いただきます。具体的なご返済額は次のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約金額（借入極度額）</th><th>約定返済金額（元金＋利息）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円以上140万円以下</td><td>1万円＋利息</td></tr> <tr> <td>150万円以上280万円以下</td><td>2万円＋利息</td></tr> <tr> <td>290万円以上420万円以下</td><td>3万円＋利息</td></tr> <tr> <td>430万円以上570万円以下</td><td>4万円＋利息</td></tr> <tr> <td>580万円以上700万円以下</td><td>5万円＋利息</td></tr> </tbody> </table> ○任意返済 毎月の約定返済のほかに、当J A窓口あるいはATMから貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。	契約金額（借入極度額）	約定返済金額（元金＋利息）	10万円以上140万円以下	1万円＋利息	150万円以上280万円以下	2万円＋利息	290万円以上420万円以下	3万円＋利息	430万円以上570万円以下	4万円＋利息	580万円以上700万円以下	5万円＋利息
契約金額（借入極度額）	約定返済金額（元金＋利息）												
10万円以上140万円以下	1万円＋利息												
150万円以上280万円以下	2万円＋利息												
290万円以上420万円以下	3万円＋利息												
430万円以上570万円以下	4万円＋利息												
580万円以上700万円以下	5万円＋利息												

担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。
苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または金融共済推進部 推進企画課（電話：053-476-3121）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（J A バンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融共済推進部 推進企画課または J A バンク相談所にお申し出ください。
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、5,500 円の電子契約サービス手数料（消費税等含む）が必要です。 ○その他ご不明の点がございましたら、当 J A 窓口までお問い合わせください。